

政令第二百十一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十二年法律第六号）第五条の二第二項第三号及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十二年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十六号中「同条第一項第三号」を「同条第一項第七号」に、「同法第三条第一項第三号」を「同号」に改め、同条第二項第一号中「第九十五条」の下に「、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）」、第九十六条の六第一項」を加え、同項第三十三号中「同条第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号」を「同条第一項第三号、第四号、第八号から第十号まで、第十二号又は第十四号」に、「同法第三条第一項第三号及び第

九号」を「同項第七号及び第十三号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第三号中「（第一項第五号）」を「（第一項第九号）」に、「同法第三条第一項第五号」を「同号」に改め、同条第九号中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二」に改める。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部改正）

第三条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

本則第九号中「第三条第一項第九号若しくは第十号」を「第三条第一項第十三号若しくは第十四号」に、「同条第一項第十号」を「同号」に、「第三条第一項第九号又は第十号」を「第三条第一項第十三号又

は第十四号」に改める。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成二

十年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改め、「若しくは販売し」を削り、「
^{かんいん}姦淫する」を「^{かん}姦淫する」に改め、同条第四号中「^と賭博場」を「賭博場」に改め、同条第二十三号中「
第二号」を「(第六号)」に、「第一項第六号」を「第一項第十号」に改める。

附 則

この政令は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
ただし、第二条の規定(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第十五条の二第九号の
改正規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

理由

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の関係規定を整備する必要があるからである。